

令和 2 年 9 月 9 日（水曜日）

令和元年度決算審査特別委員会会議録

（第 1 日目）

令和元年度決算審査特別委員会会議録第1号

---

令和2年9月9日（水曜日）

---

出席議員（1名）

議長 三浦清人君

---

出席委員（15名）

委員長	村岡賢一君	
副委員長	佐藤正明君	
委員	須藤清孝君	倉橋誠司君
	佐藤雄一君	千葉伸孝君
	後藤伸太郎君	及川幸子君
	今野雄紀君	高橋兼次君
	星喜美男君	菅原辰雄君
	山内孝樹君	後藤清喜君
	山内昇一君	

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君
会計	管理	者	三浦浩君
総務	課	長	高橋一清君
企画	課	長	及川明君
企画課	震災復興企画調整監		桑原俊介君
管財	課	長	阿部彰君
町民税務	課	長	阿部明広君
保健福祉	課	長	菅原義明君

環 境 対 策 課 長	佐 藤 孝 志 君
農 林 水 産 課 長	千 葉 啓 君
商 工 觀 光 課 長	佐 藤 宏 明 君
建 設 課 長	及 川 幸 弘 君
建設課技術參事 (漁港担当)	田 中 剛 君
歌津総合支所長	三 浦 勝 美 君

教育委員会部局

教 育 長	齊 藤 明 君
教 育 総 務 課 長	阿 部 俊 光 君
生 涯 学 習 課 長	大 森 隆 市 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	男 澤 知 樹 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	男 澤 知 樹
主 幹 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	小 野 寛 和

午前11時46分 開会

○事務局長（男澤知樹君） 委員長、副委員長がともにおりませんので、南三陸町議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長である委員が座長となり、委員長の選任まで、その職務を執り行うことになります。

本日の出席委員における年長委員は、山内昇一委員でありますので、よろしくお願ひいたします。

○年長委員（山内昇一君） ただいまより、令和元年度決算審査特別委員会を開催いたします。

委員長、副委員長がともにおりませんので、南三陸町議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長である私が、委員長の選任まで、その職務を執り行います。よろしく御協力願います。

それでは、委員長の互選についてを議題といたします。

お諮りいたします。委員長の互選の方法はどのように行いますか、発言を求めます。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 指名推選がよろしいかと思います。

○年長委員（山内昇一君） ただいま指名推選でという発言がございました。その他、御意見ありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、委員長の互選は、指名推選の方法で行うことと決しました。

どなたを指名されるか、発言を求めます。星喜美男委員。

○星 喜美男委員 議会運営委員会の協議を踏まえまして、産業建設常任委員長の村岡賢一委員がよろしいかと思います。

○年長委員（山内昇一君） それでは、お諮りいたします。委員長は、村岡賢一委員を指名することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○年長委員（山内昇一君） 異議なしと認めます。よって、令和元年度決算審査特別委員会の委員長は、村岡賢一委員と決定いたしました。

ここで、挨拶をもって、委員長就任の承諾とさせていただきます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○委員長（村岡賢一君） （就任挨拶）

○年長委員（山内昇一君） 以上で、私の任務を終了することといたします。

御協力ありがとうございました。

○委員長（村岡賢一君） それでは、副委員長の互選についてを議題といたします。

お諮りいたします。副委員長の互選の方法はどのように行いますか、発言を求めます。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 指名推選でよろしいと思います。

○委員長（村岡賢一君） ただいま、指名推選という発言がございました。その他、御意見ありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、副委員長の互選は、指名推選の方法で行うことと決しました。

どなたを指名されるか、発言を求めます。星喜美男委員。

○星 喜美男委員 産建副委員長の佐藤正明委員がよろしいかと思います。

○委員長（村岡賢一君） それでは、お諮りいたします。副委員長には、佐藤正明委員を指名することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（村岡賢一君） 異議なしと認めます。よって、令和元年度決算審査特別委員会の副委員長は、佐藤正明委員と決定いたしました。

ここで、挨拶をもって副委員長就任の承諾とさせていただきます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○副委員長（佐藤正明君） （就任挨拶）

○委員長（村岡賢一君） 以上で、副委員長の互選については終了いたしました。

委員長、副委員長の互選結果につきましては、議長へ報告をいたし、本会議において議長から報告いただくことといたします。

お諮りいたします。以上で正副委員長の互選についての委員会を終了いたします。この後、本会議において、議長から委員長及び副委員長の選任結果の報告の後、休憩を挟み、早速決算審査を行ってまいります。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（村岡賢一君） 異議なしと認めます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

---

午後 1時49分 再開

○委員長（村岡賢一君） 再開いたします。

ただいまより、令和元年度決算審査特別委員会を開催いたします。

私から一言御挨拶を申し上げます。

皆さん、大変御苦労さまでございます。9月定例会も6日目に入りまして、特別審査委員会が始まるわけでございますけれども、皆様方には、しっかりと簡明に審議を御協力いただけますようお願いを申し上げるものでございます。

それでは、着席をさせていただきます。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年度決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

暑いので脱衣を許可いたします。

初めに、委員の皆さんに特別委員会の進め方について御確認をいただきます。

特別委員会の進め方は、それぞれの会計ごとに細部説明を行い、その後、質疑、討論、採決と進めてまいりたいと思います。

質疑は、一般会計については歳入歳出別の款ごとに行い、その他の会計につきましては歳入歳出一括、収入支出一括で行いたいと思います。

なお、一般会計の歳入歳出の款ごとの区分は、既に配付しております令和元年度決算審査特別委員会審査予定表を御参照いただきたいと思います。

このことについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（村岡賢一君） 異議なしと認めます。よって、そのように執り進めることといたします。

それでは、認定第1号令和元年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題いたします。

初めに、令和元年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の歳入の審査を行います。

会計管理者の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（三浦 浩君） それでは、認定第1号令和元年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

決算の全容並びに歳入全体の細部説明となりますので、説明が少し長くなりますことを御了

承りたいと思います。

では、初めに決算の全容について改めて御確認をいただきます。

決算書の195ページを御覧ください。

実質収支に関する調書ですが、令和元年度は、歳入総額308億243万5,250円、歳出総額277億2,512万2,665円、歳入歳出差引額、つまり形式収支額30億7,731万2,585円の黒字で決算をいたしました。このうち令和2年度へ繰越財源として、明許繰越14億7,719万5,000円、事故繰越6,093万2,199円、合わせて15億3,812万7,199円を繰越しいたしましたので、形式収支から差し引いた実質収支の額は15億3,918万5,386円となり、実質収支も黒字決算となりました。

南三陸町財政調整基金条例第2条の規定に基づきまして、実質収支額の2分1相当の8億円を財政調整基金へ繰入れいたしましたので、その残りの7億3,918万5,386円が令和2年度への純繰越金となります。

なお、歳入歳出差引額30億7,731万2,585円は、対前年比較ではマイナス13.5%、実質収支額15億3,918万5,386円は、対前年度比でマイナス2.6%、基金繰入額8億円は前年度と同額でございます。

それでは、決算書の1ページへお戻りいただきます。

歳入歳出の款ごとの収入済み額、支出済み額の構成比並びに対前年度比較について申し上げます。

歳入1款町税、構成比4.4%、対前年マイナス2.8%。

2款地方譲与税、構成比0.3%、対前年プラス19.9%。

3款利子割交付金、構成比0.0%、対前年マイナス46.7%。

4款配当割交付金、構成比0.0%、対前年プラス22.6%。

5款株式等譲渡所得割交付金、構成比0.0%、対前年マイナス12.6%。

6款地方消費税交付金、構成比0.7%、対前年マイナス5.4%。

7款自動車取得税交付金、構成比0.0%、対前年マイナス42.3%。

8款環境性能割交付金、構成比0.0%。

なお、8款環境性能割交付金は令和元年度に新設されたものでございます。

3ページ、4ページをお開きください。

9款地方特例交付金、構成比0.1%、対前年プラス173.7%。

10款地方交付税、構成比22.7%、対前年プラス12.9%。

11款交通安全対策特別交付金、構成比0.0%、対前年マイナス15.2%。

12款分担金及び負担金、構成比0.1%、対前年マイナス22.3%。

13款使用料及び手数料、構成比0.7%、対前年プラス10.2%。

14款国庫支出金、構成比34.1%、対前年プラス182.2%。

15款県支出金、構成比3.7%、対前年マイナス45.0%。

16款財産収入、構成比0.7%、対前年マイナス44.7%。

5ページ、6ページを御覧願います。

17款寄附金、構成比0.1%、対前年マイナス39.3%。

18款繰入金、構成比17.4%、対前年マイナス64.6%。

19款繰越し金、構成比9.0%、対前年プラス96.8%。

20款諸収入、構成比1.2%、対前年プラス12.3%。

21款町債、構成比4.8%、対前年プラス61.9%。

歳入合計では構成比100.0%、対前年ではマイナス4.2%でありました。

調定額合計392億2,998万8,277円に対する収入済み額合計が308億243万5,250円ですので、一般会計全体の収納率は78.5%がありました。また、不納欠損額42万1,754円は全額町税でございます。収入未済額は84億2,713万1,273円となっておりますが、このうち83億9,265万2,000円は令和2年度へ繰り越した事業の未収入特定財源となりますので、実質的な令和元年度の収入未済額は3,447万9,273円となります。

続いて、歳出でございます。

7ページ、8ページをお開き願います。

支出済み額の構成比並びに対前年度比較について申し上げます。

1款議会費、構成比0.4%、対前年プラス1.0%。

2款総務費、構成比10.3%、対前年プラス12.9%。

3款民生費、構成比6.5%、対前年マイナス0.9%。

4款衛生費、構成比4.7%、対前年マイナス24.0%。

5款農林水産業費、構成比7.5%、対前年プラス104.8%。

6款商工費、構成比1.0%、対前年マイナス15.2%。

9、10ページになります。

7款土木費、構成比2.3%、対前年マイナス20.0%。

8款消防費、構成比2.4%、対前年マイナス15.1%。

9款教育費、構成比6.3%、対前年プラス63.5%。

10款災害復旧費、構成比35.5%、対前年プラス122.2%。

11款公債費、構成比3.8%、対前年プラス21.5%。

11、12ページになります。

12款復興費、構成比19.3%、対前年マイナス59.3%。

13款予備費、構成比0.0%。

歳出合計、構成比は100%、対前年ではマイナス3.1%であります。

歳出合計額の支出済み額277億2,512万2,665円を通常分と震災復興分に分けますと、通常分は85億1,711万3,000円、全体の30.7%、震災復興分は192億801万円となり、決算額の69.3%を占めております。御承知のとおり、震災復興に係る予算は平成23年度から始まっておりまして、令和元年度までの9年間での総額は、3,399億301万円を震災復興分として支出したことになります。

また、令和元年度歳出予算現額には平成30年度からの明許繰越予算と事故繰越予算合わせて90億8,707万424円が含まれております。予算全体の執行率は68.0%となります。明許繰越予算の執行率は74.8%、事故繰越予算の執行率は98.7%、繰越予算を除く令和元年度現年予算の執行率は65.8%という結果になりました。

なお、執行率は65.8%という低い執行率になってございますが、これは99億3,077万9,199円を令和2年度へ繰り越ししていることによるものでございます。

なお、不用額については総額で31億1,359万6,560円発生してございますが、その要因としては、農林水産業費、災害復旧費及び復興費の予算執行が影響しております。

なお、100万円以上の不用額につきましては、決算附表の28ページから35ページにまとめてありますので、歳出での御審議の際、御参考いただきたいと思います。

以上で決算全体の説明を終わりまして、歳入歳出決算事項別明細書の歳入の説明に移らさせていただきます。

13ページ、14ページを御覧ください。

1款町税ですが、収入済み額13億5,121万3,259円で決算をいたしました。町税全体の収納率は99.6%で、依然として高い収納率を維持してございます。不納欠損額42万1,754円は対前年では8,016円、率で1.9%の増額、収入未済額も453万5,715円で対前年30万9,079円、率で7.3%増額となっております。

次に、税目ごとの収入済み額の対前年比較について申し上げます。

1項町民税は対前年マイナス11.3%。2項固定資産税、対前年はプラス6.1%で、震災後に

おいて最大の決算額となってございます。3項軽自動車税、対前年では2.7%のプラスということで、震災前後を挟んで合併後過去最大の数値となっております。4項町たばこ税、対前年ではマイナスの7.7%。5項入湯税につきましては、対前年でマイナス9.5%でございました。

続いて、15、16ページをお開きください。

2款地方譲与税は対前年で19.9%の増額となりましたが、これは3項森林環境譲与税が新設され、記載のとおり1,039万7,000円が交付されたことによるものでございます。

次の3款利子割交付金から8款環境性能割交付金までは、冒頭に説明申し上げたとおりでございます。

17、18ページをお開きください。

9款地方特例交付金は、2項子ども・子育て支援臨時交付金が新設されたことに伴いまして大幅な増加ということになってございます。

10款地方交付税は、各交付税の収入済み額の対前年比較について申し上げます。

19、20ページをお開きください。

普通交付税は対前年で980万円ほど、率では0.3%の増額となりました。普通交付税は震災特例によって大きく落ち込むことはありませんでしたが、特例措置につきましては今年度までの予定でございます。

今年度は、10月に国勢調査が行われる年でもありますので、今後、地方財政への影響が懸念されるところであります。

続いて、特別交付税は対前年で1億4,000万円ほど、37.1%増額してございます。特別交付税は、特殊財政需要の有無によって毎年度収入額が変動いたします。ちなみに収入が一番大きかった年度は震災直後の平成23年度であります。

続いて、震災復興特別交付税、こちらは対前年で6億5,100万円ほど、24.6%の増額となってございます。震災復興特別交付税は平成23年度に創設されました、令和元年度までの交付総額、9年間で427億6,360万6,000円になっております。

続いて、11款交通安全対策特別交付金は冒頭に説明申し上げたとおりでございます。

次に、12款分担金及び負担金ですが、12款全体の収納率は99.3%で、ほぼ前年並の収納率となっております。収入済み額の比較では、昨年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴いまして、1目民生費負担金2節児童福祉費負担金が前年比較で535万円ほど減収となっております。

なお、収入未済額12万3,600円は、平成27年度以前の滞納分の分納をしているものでありますして、新たな収入未済額は発生してございません。

次に、19ページから24ページにかけて、13款使用料及び手数料は、款全体の収納率は96.1%、1項使用料が94.7%、2項手数料は前年同様に100%でありました。収入済み額で比較いたしますと、1項の使用料では、3目土木使用料2節住宅使用料が880万円ほど増加、2項手数料では、3目衛生手数料2節清掃手数料が940万円ほど前年度より増加してございます。

なお、収入未済額につきましては、記載のとおり町営住宅使用料及び町営住宅駐車場使用料でございます。

23、24ページを御覧ください。

14款国庫支出金は、事業の実施内容によって毎年度収入額に大きな差異が生じます。今年度の収入済み額は、記載のとおり105億1,669万9,336円で、前年度比較では67億9,000万円ほど、率では182.2%ほど増額となりました。

なお、国庫支出金全体で73億2,916万4,000円の収入未済額がございますが、これは令和2年度へ明許繰越及び事故繰越事業の未収入特定財源となっているものでございます。

それでは、確認の意味で各項の対前年比較について申し上げます。

1項国庫負担金は、対前年で227.3%の増となってございます。大幅な増額の要因といたしましては、3目災害復旧費国庫負担金が67億9,000万円ほど増額したことによるものです。

25、26ページを御覧ください。

2項国庫補助金、こちらは対前年で47.1%の増でございます。増額の要因は、4目農林水産業費国庫補助金が6億960万円ほど増額したことによるものです。

続いて、29、30ページを御覧ください。

3項委託金につきましては、対前年マイナス1.7%でございますので、委託金においてはほぼ前年度並みとなりました。

続いて、15款県支出金ですが、国庫支出金と同様に、事業の実施内容によって毎年度収入額に大きな差異が生じます。今年度の収入済み額は記載のとおり11億4,843万9,837円、前年度との比較では9億3,945万円、率では45.0%の減額となっております。

なお、県支出金全体で3億9,908万8,000円の収入未済額がございますが、国庫支出金と同様に、令和2年度への明許繰越及び事故繰越事業の未収入特定財源となるものでございます。

続いて、各項の対前年比較について申し上げます。

1項県負担金は対前年マイナス17.2%。減額の要因といたしましては、1目民生費負担金が

3,336万円ほど減収となったことによるものです。

2項県補助金、対前年はマイナス13.2%。減額の要因といたしましては、1目総務費県補助金が4,344万円減収となったことが影響してございます。

35、36ページを御覧ください。

3項委託金ですが、対前年でマイナス62.2%でございます。委託金の減額の要因は、4目復興費委託金におきまして、宮城県からの河川工事委託金が8億5,800万円ほど減となったことによるものです。

35ページ最下段から38ページにかけて、16款財産収入でございますが、全体の収納率はほぼ100%でございます。

1項財産運用収入では、前年より200万円、率で3.6%の増となっております。

2項財産売扱収入では、サケの稚魚売扱い代金が前年度より620万円ほどの減収、町有地の売扱い収入が1億4,300万円の減収となっており、対前年では全体で53.6%のマイナスとなってございます。

続いて、37ページ最下段から40ページまで、17款寄附金ですが、ふるさと納税が前年より270万円ほど減、震災復興寄附金は100万円ほどの減、まち・ひと・しごと創生寄附金が140万円の減となってございます。また、前年度は商工費寄附金及び教育費寄附金を頂戴しておりましたが、令和元年度はこれらがありませんでしたので、寄附金の総額といたしましては、前年度より2,750万円、マイナス39.3%となってございます。

39ページから42ページにかけて、18款繰入金でございます。前年比で98億円、率では64.6%の減となっております。これは、復興事業の進捗に伴いまして、復興交付金基金の繰入れが66億円ほど減額、また、財政調整基金の繰入れが30億円ほどそれぞれ減額になったことによるものです。

基金繰入金につきましては、特定の事業の財源としてそれぞれの基金から繰入れを行っておりますが、決算附表の4ページから7ページにかけまして詳細を掲載しておりますので御参考いただきたいと思います。

続きまして、41、42ページを御覧ください。

19款繰越金は、対前年比で13億5,600万円、率では96.8%増額とほぼ倍増してございます。こちらは繰越し事業に係る明許繰越金が12億円ほど増額となったことによるものです。

43ページから48ページにかけて、20款諸収入でございます。全体の収納率は94.7%、前年比では12.3%の増で決算をいたしております。

各項の収納率及び対前年度比較について申し上げますと、1項延滞金加算金及び過料は収納率100%、対前年ではマイナス81.1%。

2項町預金利子、収納率100%、対前年ではプラス25.0%。

3項貸付金元利収入、収納率は99.9%、対前年ではプラス0.9%。

4項雑入、収納率92.5%、対前年ではプラス18.6%となっております。4項雑入の増収の要因といたしましては、48ページの上段に記載のとおりです。4節農林水産業費雑入において、海岸保全事業返還金として1億437万円が新規に発生したことが影響してございます。

最後、47ページから52ページにかけましての21款町債であります。町債につきましては、対前年で5億6,531万円、61.9%の増額となってございます。町債のうち過疎債につきましては、48ページ、廃棄物処理事業債5,610万円、50ページ、観光交流促進事業債3,680万円、橋梁整備事業債740万円、消防ポンプ車整備事業債7,460万円、公民館整備事業債6,720万円、52ページの中橋災害復旧事業債8,710万円と繰越し分の5,900万円、合計3億8,820万円でございます。

次に、合併特例債につきましては、50ページ上段から、漁港整備事業債1億3,753万円、道路新設改良事業債2,600万円、消防債のうち防災行政無線システム整備事業債3,328万円、南三陸消防署整備事業債4,680万円、防災基盤整備事業債600万円、野球場整備事業債9,590万円、教育債のうち伊里前小学校整備事業債1,330万円、同じく繰越し分の2億8,640万円、歌津中学校整備事業債910万円の合計で6億5,431万円になります。

また、台風19号による災害復旧債といたしましては、52ページの公共土木施設事業債1,940万円と農林施設事業債の160万円の合計2,100万円になります。

なお、こちらも収入未済額6億6,440万円がございますが、こちらは令和2年度への明許繰越事業の未収入特定財源となるものでございます。

以上、長くなりましたが、歳入の細部説明を終わります。

○委員長（村岡賢一君） 会計管理者の細部説明が終わりましたので、これより歳入の質疑に入ります。

質疑は、款ごとに区切って行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。

初めに、1款町税、13ページから16ページまでの質疑を行います。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 2点お伺いしたいと思います。

決算書のほうですと13ページ、14ページになるかと思います。

まず、町税全体的な部分なんですけれども、会計管理者もしくは総務課長になるかなと思うんですけども、決算の審査に当たって、昨年度、一昨年度あたりからでしょうか、財務諸表等と一緒に見せていただいて、町有財産等のストックであるとかそういうものも一緒に見ていきましょうと、それを町民の皆さんに分かりやすく共有してこれから先の町の財政状況というのを把握していきましょうというような話をずっとさせてきていただいたかなと思っているんですけども、今回、決算審査に当たってそれがちょっと見当たりません。なので、そのあたりをどういうふうに捉えているのか。今作成中なのか、それともどこかにあるのか。また、それを町民の皆さんにどういうふうにお知らせしていくのかということをまず全体的な部分で1つお伺いしたいと思います。

それから、14ページの不納欠損額という欄に42万という額が出てきております。附表のほうを見ますと、17ページあたりなのかなと思うんですけども、欠損処分額、それぞれ町民税個人、固定資産税、軽自動車税というあたりに出てきておりますけれども、このあたり、なぜ欠損処分にしなければいけなかったのかというところをお伺いしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 公会計の資料を併せて今後分析などに活用していきたい、ないしは町民の方々に情報提供に役立つ部分があればそういったものもというようなお話をしまいました。それで、平成30年度の決算から分析を開始しておりますけれども、令和元年度の分につきましてはまだ作成中でございます。平成30年度の分析、ちょっと議員さん方にも御紹介をさせていただいたかと思いますけれども、やはり継続的に比較をしていくことで活用性が出てくるものでありますので、いま少し年次を踏んでやっていく必要があるかと思っておりまして、今段階におきましては、従前から広報で決算の状況などを御報告しておりますので、今後そういうものにさらに加えていける情報がありましたら活用してまいりたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 不納欠損の状況なんですけれども、滞納整理をやるんですけども、滞納整理ができない状況のものがありましたので、その部分について不納欠損処理をしたというところでございます。

内容的には、町県民税のほうが10人ほど、固定資産税のほうが6人ほど、軽自動車税のほうは5人ほど、合計で21人ほどの分について徴収できなかつたというところでございます。

○委員長（村岡賢一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 1点目につきましては、公会計制度、様々一般質問でもさせていただきましたし、今後引き続き分析していくということですけれども、やってみないことには分かりませんし、経年でどういうふうに変化していくかということも大事ですけれども、例えば人口規模であるとか財政規模が同程度のほかの自治体との比較であるとか、一つ一つの施設ごとにどれくらいの税金が使われていて、その施設を町民がどれぐらい使っているのかというような分析に有効だというふうに言われておりますので、引き続き分析には当たっていただきたいと思いますし、見える化を、町民の皆さんのが見るというところを意識してつくっていっていただけたらなというふうに考えております。

不納欠損ですけれども、滞納処理できないので不納欠損しましたというのは、それはそうだろうなと思うんですけれども、10人、6人、5人というところが、一件一件の細かな理由までは必要ないかと思いますけれども、どういう状況でそうせざるを得なかつたのかということをお伺いしたつもりだったんですけども、そこについては詳細には、どうなんでしょう、お示しできないものなんでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 滞納処分をする財産がなかつたりとか、それから滞納処分することによって生活が困窮するような状況になる、そういうところとか、滞納者が死亡した場合とか、そういう場合には滞納処分ができないというふうなことになっておりますので、それらの理由によりまして不納欠損にしたというところでございます。

○委員長（村岡賢一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 最後に、欠損処分についてですけれども、1つだけ確認させていただきたいのは、一定の基準がしっかりとあって、ぶれることなく、こういう状況であればこれは不納欠損せざるを得ないんだということを年々変わらぬ基準で肅々とやっているのかどうかというところだけ最後確認させてください。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 債権管理マニュアルというのがございまして、それから滞納整理に関する規程もございますので、内部規程なんですすけれども、それらに基づいて行っておりますので、ぶれることはないというふうにお考えください。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 3点お伺いしたく思います。

13ページ、固定資産税ですが、会計管理者からの説明の中で、6.1%対前年比で増えたと、

震災後最大になったというお話だったかと思います。この増えた要因ですね、もう少し詳しく教えていただければと思います。

それと、同じく13ページ、軽自動車税ですが、これも合併後過去最大になったと。台数が増えたのか、そのあたりもちょっと教えていただきたく思います。

それと、同じく13ページ、3点目ですけれども、入湯税ですが、これは金額が書かれていますけれども、これは何人、人数ですね、もし分かるのであれば教えていただきたいので、宿泊の方だったら税額が幾らで、日帰り入浴の方も税額が違ってくるかと思います。大人とか子供とかでも税額が違ってくるのかなと思うんですけども、そのあたり、内訳を教えていただきたく思います。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、まず固定資産税のほうなんですけれども、前年度との比較で3,800万円ほど増えているんですけども、資料ちょっとないんですけども、土地のほうなんですけれども、土地につきましては調定額で1億3,707万円、前年度より944万円ほど増えてございます。7.4%増でございます。家屋につきましては3億715万円ほど増でございます。前年比で2,463万円ほど増えております。8.7%増です。それから償却資産のほうにつきましては2億286万円ほど、130万円ほど、0.6%の増でございます。それから償却資産の修正申告された分がございまして、これは456万円で、前年度から261万円、134%増というふうになっております。

それから、軽自動車税のほうなんですけれども、軽自動車税のほうは、車の台数的には変わりないんですけども、税率が上がりましたので、その部分の増収というところでございます。それから環境性能割ということで新しい部分が出てきたんですけども、こちらのほうは439台新規の登録があったというところでございます。

それから、入湯税のほうなんですけれども、入湯客数のほうなんですけれども、課税対象分ということで、宿泊のほうが11万2,421人、日帰りのほうは2万1,264人、合計で13万3,685人というところでございます。大人と子供の内訳はちょっと持ち合わせてございませんので。

以上でございます。

○委員長（村岡賢一君） 倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 固定資産税のほう、土地、家屋それぞれ金額が増えているということですけれども、どういうことなんでしょう。土地利用が増えた、それと家屋も新築がそれなりに増えたというような解釈で、人口は減っているわけなんですけれども、人口減少の観点からいえ

ばちょっと逆行しているのかなと思いますが、どうなんでしょう。単価が上がったのか、そのあたり、どういった仕組みで震災以降最大の数字になったのか、ちょっと理解ができないんですけども、少し何か根拠があるのであればお示しいただきたく思います。

それと、軽自動車税、税率が変わったということですけれども、改正前の税率が幾らで改正後が幾ら、その辺あたりもし税率が分かるのであれば教えていただきたいなと思います。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 固定資産税のほうなんですけれども、土地につきましては、利用する面積が増えたといいますか、例えば農地から宅地とかに変わればその分税率が高くなりますので、そういう形の種別が変わったというところがございます。それから家屋のほうは新築の家屋が増えた、それから償却資産のほうについては、事業を開始される方がありまして、償却資産が増えたというところでございます。

税率のほうなんですけれども、種類が20種類くらいありますので、ちょっと長くなりますが、後でもし資料が必要であればお届けしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。3点お伺いいたします。

町税のほうから、資料の附表のほうの17ページ、不納欠損額それぞれ出ております。滞納繰越分と現年度分ありますけれども、滞納繰越は平成30年以前のものが出ております。そして去年の記憶の中では軽自動車税、不納欠損たしか2台分だと思うんですけども、あったんですけども、欠損処分した内訳、年度ごと、もし分かれば、何年度何年度何年度とあるのか。例えば町民税の場合、21万2,154円の滞繰ありますけれども、その中身は何年度何年度何年度があるのかというようなことを教えていただきたいと思います。

それから、20ページの収入未済額、これは分担金及び負担金の中の民生費負担金……。

○委員長（村岡賢一君） 16ページまでですから。

○及川幸子委員 それでは変えて、3款軽自動車税の中で、収入未済額、現年度分が7万8,400と出ております。滞繰分が7万6,400。そのうちの滞繰分が5万8,600円、欠損額でおろしておりますけれども、この滞繰分、あと何台分これに含まれているのか、そして現年課税分が何台分あるのか。

それから入湯税、9.5%の減ということなんですけれども、収入未済額がないということなんですけれども、入湯税の使い方、聞きましたけれども、入湯税ですから観光面に使えないものかと思っておりますけれども、その辺の使い方、この税の使い方ですね。あと幾ら残つ

ているのか、この辺をお伺いいたします。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 軽自動車税の不納欠損なんですけれども、今年度は5台ですね。それから30年度は2台、29年度は1台、28年度は1台ということで、それ以前の資料は持ち合わせておりません。それから台数なんですけれども、現年分の7万8,400円の台数は7台分でございます。それから滞繰分の7万6,400円の台数は9台分でございます。（「現年分が9台、滞繰分が7台」の声あり）逆ですね。（「固定資産税」の声あり）

○委員長（村岡賢一君） 質問したことに対しての、聞いてください。

会計管理者。

○会計管理者（三浦 浩君） 冒頭説明いたしましたとおり、基金の状況につきましては、冒頭申し上げましたとおり、4ページから7ページに詳しく載ってございますので、ぜひ決算附表で御確認いただければと思います。

○委員長（村岡賢一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、入湯税の使用の目的ということで御質問頂戴しましたので、私から答弁させていただきますが、ここには基金の条例を設けてございまして、その条例の目的といたしまして、観光の振興及び環境衛生施設の整備、充実を図るという、入湯税自体が目的税でございますので、この目的に見合った事業に充当していくということになります。

参考までに、先ほど附表の5ページのほうに観光振興基金と残高を記載しておりますが、令和元年度末の現在高で5,574万5,000円ほどとなってございますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（村岡賢一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 それでは、軽自動車税からいきます。

軽自動車税の、台数は分かりましたけれども、微量なんですけれども年々増えているんですね。以前は100%、99.、高いパーセントでしたけれども、年々それが落ちているような嫌いがあるんです。そうすると、額が大きいものですから、こういったように収入未済額が出てくるとやっぱりそれが積もり積もっていきますので、現年度分をできるだけ残さない、そういう徴収の努力をしていただきたいんです。

税だとたしか5年だと思うんですけども、5年以前のものがあるのかどうなのか、町民税でも法人税でも、税に対してどの程度滞繰分であるのかどうか、その辺をお伺いいたします

す。

○委員長（村岡賢一君） 及川委員、昨年度の決算審査なので、それに基づいて整理して御発言いただきます。

○及川幸子委員 5年前のものが下りているのか、その辺確認をお願いします。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） まず、収納率のほうのお話なんですけれども、先ほど管理者のほうから説明があったんですが、軽自動車につきましては現年で99.8%ほどの収納率でございます。平成26年度以降ずっと99%台で維持しているんですけれども、今年度の99.63%につきましては県内一の収納率となってございます。それから、平成30年度につきましては99.67%なんですけれども、全国では30位以内の収納率というところで、最大限担当者は頑張っているというところを御理解いただきたいと考えております。これ以上の滞納整理はできないというところまでの、ぎりぎりのところまで収納努力をしているというふうに御理解いただきたいと思います。

最大5年でほぼなくなるというふうにお考えいただきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 1点だけ伺いたいと思います。

町税ということでなっているわけですけれども、私伺いたいのは、たった今課長答弁あった収納率、すごい実績を上げているという、そのことは大変課長の下、すばらしいことだと思います。

そこで伺いたいのは、今回こういった実績を上げている中で、以前私が申し伝えたこともありますんすけれども、月末の防災無線での放送なんですが、そういった喚起によってどれぐらい効果があるのか。もしあの放送をやめてしまったらこういったことが実現できないのかどうか。その辺どのように考えているのか伺っておきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 暫時休憩をいたします。

再開は3時15分といたします。

午後2時54分 休憩

---

午後3時12分 再開

○委員長（村岡賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1款町税の質疑を続けます。

町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 休憩前に今野雄紀委員から御質問ございました口振の放送の件なんですけれども、以前にもお話ししたんですけれども、ついうつかりを1件でもなくすとということで、口座振替できなかった人、残高不足でできない人は毎月二、三十件くらいあるわけなんですけれども、例えば引き落としできないと催告書を送ったり督促状を送ったりしなくてはいけないわけなんですけれども、そういったことにならないように、手間も経費もかかりますので、そういうことで1件でも少なくするように、小さいことからこつこつと積み上げて今の収納率があるのかなというふうに考えておりますので、経費のかからない方法ということで、広報の効果がどれくらいあるかは分からんんですけども、そういったことから収納率を高めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（村岡賢一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今課長より答弁あったんですけれども、うつかりをなくすということで、月平均二、三十件あるという、そういう答弁いただきました。

そこで伺いたいのは、現在、納税の方たちが自動引き落としと、そうでなく直払い、コンビニ等で払えるようなそいつた形での割合をお分かりでしたら伺いたいと思います。

あともう一点は、小さいことをこつこつと積み上げてきて、毎回、近年の優秀な収納率を上げている、そこは分かりますが、なお防災無線による放送によって取り立ての放送をするということ自体、町としての品位みたいなものを疑われないかどうか、その懸念がないかどうか確認させていただきます。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 経費のかからない方法ということで、ほかの市町村ですと、例えばコールセンターにお願いして全軒に電話したりとかという方法もやっているところもありますので、そういうことをうちらの町ではしていませんので、経費がかからない方法ということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 課長、無線放送でやっていたの、その割合と分かりますか。

町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） ちょっと今集計したやつ持っていないんですけども、コンビニ納付が多くなっています。最近はコンビニ納付が多くなっています。率は今手元に数字あるんですけども合計したやつがございませんので、申し訳ございません。（「品位」の声あり）

○委員長（村岡賢一君） 課長、その取り立てみたいにしてやっていることがどうだかという。

副町長。

○副町長（最知明広君） いわゆる納税の放送をすること自体が品位として問題あるかというようなことでございますが、先ほど町民税務課長が言いましたが、納税に関しましてはいわゆる国民の義務でございますので、それをとつとつと一つ一つお話をすると、あるいは広報をする、そういうことは非常に大切なことであると思っておりますので、放送自体が品位を汚すかというと、そうではないというふうに考えております。

○委員長（村岡賢一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今の答弁で大体分かったんですけども、今課長の答弁ですと引き落としよりもコンビニ支払いが多いということで、同じ払いに、預金残高を補充するという方とコンビニに行くという、そういう方法があるんですけども、やはりこういった放送をすることによって喚起できるのかもしれませんけれども、別の方法を考えられるかどうか。副町長の答弁もあったんですが、納税は当然町を運営する上で大きな財源ですので、義務ということも分かります。

そこで課長、先ほど来経費をかけないでという、そういう答弁が続いていましたので、最後伺いたいのは、同じ広報をする上でも、経費がいっぱいかかるかどうか分からないんですが、震災前というか以前のように公用車に小さなマイクなんかつけて、そして喚起していた経緯もありますので、もしやるんだったら、そういう方法のほうが私品位を汚さないんじゃないかなと思います。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） ちょっと今計算してみたんですけども、口座振替で25%くらいです。あとコンビニ納付が40%くらいです。あと残りは一般という形になっています。

経費がかからない方法ということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 簡単に1件だけお伺いします。

平成30年と比べて450万円税収が減ったと。今後の見通しとして、来年も減るような見通しなのか。来年というか今年ですね。その方向性はどういったように考えているのか。また、増える可能性もあるのか。

あと、督促状の件なんですけれども、大体月の末、30、31までですか、それを過ぎても督促を発行した分の料金がプラスになるというのがあるんですけども、それは何日から、例え

ば100円プラスになるとか、それとも1か月置けば100円プラスとか、そういった追徴の分ですね、その辺はどんな感じになっているのか。その辺をお聞かせください。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 来年度の見込みにつきましては、現段階でははっきり申し上げることは難しいのかなというふうに考えております。固定資産税のほうは減免の部分が年々少なくなっていますので、その部分が増加するのかなというふうには考えておりませんけれども、町県民税のほうなんですが、納税義務者自体が年々減少しておりますので、個人の所得が増えればなんでしょうけれども、コロナのこともありますし、あまり期待はできないのかなというふうに考えてございます。

それから、督促につきましては金額によって違うと思いますので、今すぐお答えは難しいです。

○委員長（村岡賢一君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 月を越して払うというような形の税金の分もあるので、たまに1か月ぐらい忘れるときがあるんですけども、その辺で、100円プラスというような形でたまに納税お願いしますということで来ますんですが、その辺、金額によって大きく違うんでしょうか。私は普通だと思うんですけども、その辺、金額で大きく違うということは、その金額の差が分かれば。簡単でいいです、大体で。

あと、固定資産税とかいろんな分がまだまだ今後上がる可能性もあると。そういった中で、人口減少によって集める金額も減ると。そういった中で今後分からないというのがありますが、ただ、一生懸命町民も頑張って働いているし、そういった税収の確保のためには、やっぱり町民にある程度頑張って仕事をしていただいて、固定資産税も含めていろんな形でもつて上がる、多く支払ってもらえるような環境づくりも町では必要だと思うんですけども、いろんな面を考えても、やっぱり增收はなかなか難しいという、税務の専門家なので、その辺の考え、最後にお聞かせください。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） なかなか税収の見込みについてはちょっと予定立てられないと思います。

それから、先ほどちょっと勘違いしたんですけども、督促状につきましては1件100円でございます。

○委員長（村岡賢一君） よろしいですか。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 金額によってさっき課長違うと言ったので、納税額によって督促の料金も変わってくるのかなと思って。今100円だと言っていたから、一律同じというような把握でよろしいでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 失礼いたしました。一律100円でございます。先ほど延滞金のほうの話でした。失礼しました。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑がなければ、1款町税の質疑を終わります。

次に、2款地方譲与税から9款地方特例交付金まで、15ページから18ページまでの質疑を行います。質疑をお願いします。（「なし」の声あり）

なければ、2款地方譲与税から9款地方特例交付金までの質疑を終わります。

お諮りします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明後日11日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（村岡賢一君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明後日11日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時25分 延会